

主な食品健康影響評価について
(平成 28 年 7 月 29 日～10 月 13 日)

○佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓（第 41 回かび毒・自然毒等専門調査会 9 月 12 日）

平成 28 年 4 月、厚生労働省より、食品衛生法第 6 条第 2 号ただし書に規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として、「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」を追加することについて食品健康影響評価の依頼があった。食品衛生法ではトラフグの肝臓は不可食部位となっているが、平成 28 年 2 月、佐賀県及び佐賀県内事業者から、厚生労働省に対し、「個別の毒性検査によって有毒でないことを確認した養殖トラフグの肝臓を料理として提供する」方法により、トラフグの肝臓の販売等を行う提案書が提出されたため、同提案書中に記載された養殖トラフグの肝臓の安全性について、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求めるものである。

専門調査会では、厚生労働省より提出された資料について科学的に精査したうえ、評価を進めることとしている。

○炭酸カルシウム（食品安全委員会 第 621 回 平成 28 年 9 月 6 日）

栄養強化剤、製造用剤（イーストフード、ガムベース、膨張剤等）として使用される添加物「炭酸カルシウム」の使用基準の改正について、厚生労働省より諮問があり、食品健康影響評価を実施した。炭酸カルシウム及びその他のカルシウム塩について、試験成績（遺伝毒性、反復投与毒性及びヒトにおける知見等）について検討し、その結果、妊婦におけるミルクアルカリ症候群の症例報告から、LOAEL（最少毒性量）を 3,000 mg/人/日、UF（不確実係数）を 1.5 とし、炭酸カルシウムについて、通常の食事以外からのカルシウムの摂取量に関する上限値（ULS）を 2,000 mg/人/日（カルシウムとして）とすることが適当と判断し、審議結果をリスク管理機関（厚生労働省）に通知した。

○フモニシン（自ら評価 かび毒・自然毒等専門調査会）

フモニシンは主にフザリウム属が産生するかび毒で、トウモロコシ加工品から、比較的低濃度だが高頻度に検出される。1990 年代に米国において発生した胎児の神経管閉鎖障害について、フモニシンとの関連性を指摘する報告がある。食品安全委員会は平成 26 年度自ら評価案件として決定し、平成 27 年度より、調査事業を実施するとともに、かび毒・自然毒等専門調査会での調査審議を行っ

ている専門調査会では、フモニシンの毒性に係る知見等について整理し、TDI（耐容一日摂取量）の設定を検討することとしている。

<その他>

上記の他、期間中、農薬（9件）、動物用医薬品（5件）、遺伝子組換え食品等（5件）、栄養成分添加物（1件）、プリオン（1件）及び肥料・飼料等（1件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。